

阿部 秀
内藤 龜次郎
北村 徳松
奥野 大市
太田 光利
関山 長次郎
吉野 文雄
橋口 直弥
白岡 保次

一 會社ニ於テ万一臨時休業ヲセムトスル場合ハ
休業セムトスル期日ヨリ三日以前ニ於テ実
行委員ニ対シテ通告スヘキコト
二 會社ニ於テ万一臨時休業ヲセムトスル場
合ハ其期間内一日一人ニ対シテ平均日收
ヲ支給スヘキコト

三 臨時職工ハ此度ノ爭議ニ対シテ本職工ト
行動ヲ共ニスル決議ニ対シテ不都合ト認メ
臨時職工雇入當時ノ契約期間満了セサル
ニ於テ解雇スル場合ハ右契約期間ニテ
ノ賃金ヲ支給スヘキコト
並ニ回答ヲ即答セラルヘキコト
大正六年六月十七日実行委員阿部秀外十一名
住友電線製造所御中
右及申(通)報也

特秘第六四四號

大正拾年六月十八日

内務大臣 大阪府知事 池松時和

警視總監 岡喜七郎
京都 兵庫 神奈川 愛媛
福岡 佐賀 長崎 鹿児島
愛知 廣島 静岡 栃木
巖手 宮城 北海道 各府縣道長官殿

住友電線製造所於此九労働爭議ニ関スル件

(第五報)

一 昨十七日急業状態ニリ職工側ハ午後四時四十分全部退
場セル午後五時會社側ハ更ニ実行委員等ヲ事
務室階上應接間ニ引見シ會社側 西崎常務取
締役外三名列席ハ上西崎取締役ヲ本日前
提出ニ係ル要求書(休業手当ヲ要求セルノ)ハ絶対ニ容認